

はしかわ市長の だいすき!くさつ



この1年を振り返って

今年には市制施行70周年記念の節目の年として、市民や各種団体の皆様とともに、さまざまな事業を開催してまいりました。新しい事業だけでなく、従来から続いていた各事業を、創意工夫を凝らして盛り上げていただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。今年を振り返りますと、3月に第20代草津市長に就任し、5期目の市政をお預かりすることになり、決意を新たにしました。4月には、草津市の人口が14万人を突破しました。転入される方が多く「選ばれるまち」であることを大変うれしく思っています。また、市立中学校の給食費の無償化を実施しました。4月28日に開催した宿場まつりでは、新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた時代行列が、5年ぶりに復活しました。絢爛豪華な衣装をまとった一行が東海道筋を練り歩く姿を久しぶりに拝見し、草津市の春の風物詩が帰ってきたことに感動いたしました。

6月に発表された「住みよさランキング2024」(東洋経済新報社)では、草津市が全国812市区中第10位となりました。また、6月から市立小・中学校の体育館などに空調設備を整備する工事を開始し、一部の学校では2学期から本格稼働を始めてまいりました。児童・生徒の熱中症対策や災害発生時の避難所としての防災機能強化のため、今年度中に、市立小・中学校全てに空調設備を整備できるよう、順次工事を進めています。8月には、インフロンニア草津アクアテイクスセンター(草津市立プール)がオープンしました。すでに全国規模の大会が開催されており、また市民の皆様健康づくりの場としても活用いただいています。来年には、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の水泳競技の会場になります。各競技予定会場では、リハサル大会を順次開催し、現在、本大会に向けて準備を進めています。そして、10月12日には、市制施行70周年記念式典を開催し、市制施行70周年記念功労者や市政功労者の方々の表彰を行いました。式典では、市の70周年を振り返るとともに年間イベントを紹介する動画を上映した他、市の取組や名所、特産などを掲載した記念誌をお渡ししました。なお、記念誌の概要版は、先月号の広報くさつと併せて、市民の皆様にもお配りしていますが、動画や記念誌は市ホームページで公開しておりますので、ぜひご覧いただければと思います。今年も残すところ1カ月となりました。来年が皆様にとって幸多き一年となりますようお祈り申し上げます。

就学援助費(入学準備金)を2月に支給します



経済的な理由により就学が困難な子どもの保護者に、学用品費など就学に必要な費用を援助しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

対 来年4月に小学1年生、中学1年生になる子どもの保護者

他 今回未申請の場合、来年4月16日(水)までに申請し、審査後認定した人には7月に支給します

申 12月11日(水)～来年1月15日(水)(必着)

申・問 学校教育課(6階)
☎561-2421、📠561-2488



児童手当支払通知書(はがき)を廃止します



児童手当制度改正に伴い、これまで送付していた支払通知書(はがき)は12月支給分から廃止となります。支給金額は、通帳記帳などでご確認ください。制度改正による手続きなどは、市ホームページをご覧ください。

問 子ども家庭・若者課
(さわやか保健センター2階)
☎561-2364、📠561-6780



国民年金保険料の納め忘れはありませんか



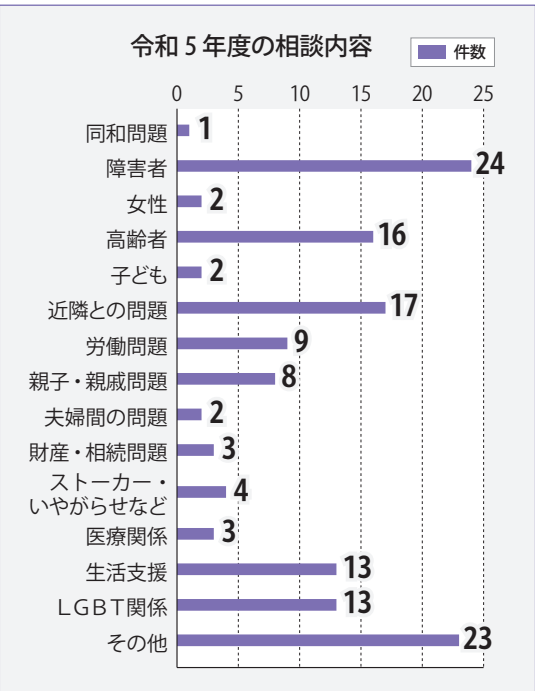
国民年金は、老後やもしもの時の大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、将来の老齢年金を受け取ることができなくなるだけでなく、障害年金や遺族年金までもが受け取れなくなることがあります。国民年金保険料は、納期までに納めましょう。

問 ・日本年金機構 草津年金事務所
国民年金課(西渋川一)
☎567-2220、📠562-9638
・保険年金課(1階)
☎561-2367、📠561-2480

すべての人を大切にするために 令和5年度の人権相談から



問 人権センター
(大路二、キラリエ草津3階)
☎563-1177、📠563-7070



人権相談とは
人権センターでは、平成14(2002)年の開設時から今日まで、市民一人一人の人権が尊重される社会を実現するために、人権擁護を重要な柱として、人権センターの相談員による常設相談と、予約制で弁護士による相談を行っています。また、法務局の事業として、人権擁護委員による相談を実施しています。

令和5年度人権相談の特徴
令和5年度の相談件数は140件でした。相談内容は次のとおりです。
このグラフを見ると「障害者」関係や「近隣との問題」「高齢者」関係の相談件数が多い状況です。

令和5年6月には「LGBT理解増進法[※]」が制定されました。性的マイノリティに対する理解が進む中、専門的な相談窓口を設置している機関や団体などの認知が広がり、相談先の選択肢が増えてきています。人権センターへの「LGBT関係」の相談も、13件ありました。「その他」の相談内容は、知人や社会活動の中での人間関係など、さまざまな課題が絡み合い、個別の項目に分類することが難しいものです。

人権問題は、一人で悩まないで安心して相談してください一緒に考えましょう
地域や家族、職場などで人と人とのつながりが薄くなったことで、孤独が広がり、話し相手がいない寂しさ、社会への不満や、生きづらさ、将来への不安などを抱えての相談が比較的多くなっています。

近年、地域社会の中で、住民同士が関心を向けることが少なくなり、支え合える関係が脆弱になりつつあります。「社会的孤立」や「孤独」を個人の問題とせ

ず、一人一人の人権を大切にすることを大切にすることが大切です。日常生活の中で人権をめぐる、さまざまな問題が起きています。もし、人権が侵害されたと感じたときは、人権センターや人権擁護委員、相談機関にご相談ください。身近な人から人権に関する相談を受けたときには、相手に寄り添って話を聞き、人権センターや人権擁護委員、相談機関への相談をご案内ください。

※LGBT理解増進法：正式には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」といいます。「理念法」として、全ての人にとって性には「多様性」があることをうたっています。また、多様性に関して寛容な社会の実現をめざすことを目的としています

人権センターの相談日(祝日、年末年始を除く)

- 相談員の常設相談
🕒 火～土曜日 9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)
- 人権擁護委員の相談
🕒 月曜日 9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)
- 弁護士の法律相談
🕒 原則第4火曜日(予約制) 13:30～16:30
- 相談専用電話 ☎563-1660

日常生活の中で人権をめぐる、さまざまな問題が起きています。もし、人権が侵害されたと感じたときは、人権センターや人権擁護委員、相談機関にご相談ください。身近な人から人権に関する相談を受けたときには、相手に寄り添って話を聞き、人権センターや人権擁護委員、相談機関への相談をご案内ください。